

地域活性化特別委員会調査研究報告

委員長 今元直寛

平成22年12月の第4回定例会において本委員会が設置され、「大島大橋（国道437号）を活かした地域活性化」にむけての調査研究に関し、次のとおり報告いたします。

1. 委員会の開催

委員会11回

2. 委員派遣及び派遣先

期間 平成23年11月17～11月18日

派遣先 島根県 江津市NPO法人結まーる
プラス
広島県 神石高原町役場

3. 調査研究内容

- (1)空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- (2)空き家の活用について
- (3)定住促進について
- (4)地域の緊急課題について
 - ①中学生の医療費の無料化
 - ②竹林問題
 - ③不耕作地の整備
 - ④県道未整備区間の着工要望
 - ⑤県道4号線大島環状線道路沿いの振興策

「空き家等の適正管理に関する条例」制定に関する主旨説明

町内各地から管理不全な空き家が増大し、日常生活が脅かされているという意見が多く、の町民から寄せられた。議会でも、空き家の適正管理を義務付ける条例制定の必要性について一般質問があった。

管理不十分な空き家が、そのまま放置されれば、廃屋と化し生活環境、景観、治安などの悪化が予想されることから、議長から地域活性化特別委員会に対し条例制定の検討に入るよう諮問を受けた。

委員会は、既に条例を制定している先進自治体への聞き取りや資料による検討を始め、島根県・江津市、広島県・神石高原町への空き家対策等の視察を実施し、11回に及ぶ委員会での審議を重ね、議員発議により条例制定となった。

今後は、この条例が適切に運営され、空き家の所有者及び自治会と町が相互に連携して生活環境の保全および、安心安全な町づくりに寄与する事を切に願う。

周防大島町空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正管理及び空き家等が放置され、管理不全な状態になることの防止について定めることにより、生活環境の保全、安全安心なまちづくり及び空き家等を活用した地域づくりの推進に寄与することを目的とする。